

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 3年 6月 1日 至 令和 4年 5月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 春成会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県霧島市国分中央3丁目19-15

(3) 設立認可年月日 平成 1年 8月 31日

(4) 設立登記年月日 平成 1年 9月 4日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	加倉 瑞子	介護老人保健施設管理者
理 事	加倉 秀章	病院管理者
同	寺原 賢人	
同	加倉 健太郎	
同	加倉 明日香	
監 事	中崎 隆穂	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	鶴木医院	鹿児島県霧島市国分中央三丁目 19番15号	一般病床 11床 療養病床 8床 [医療保険 8床] [介護保険 0床]
介護老人 保健施設	アメニティ国分	鹿児島県霧島市国分重久361 番地1	入所定員 80名 通所定員 80名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーションアメニティ国分	鹿児島県霧島市国分重久361番地1	休止中 H27.2/1～H28.1/31
霧島市地域包括支援センター国分北支所 【霧島市から委託を受けて管理】	鹿児島県霧島市国分重久361番地1	
居宅介護支援事業所のき	鹿児島県霧島市国分重久361番地1	
ヘルパーステーションアメニティ国分	鹿児島県霧島市国分重久361番地1	
生活支援ハウスアメニティ国分 【霧島市から委託を受けて管理】	鹿児島県霧島市国分重久361番地1	
うのきデイサービス (介護予防) 認知症対応型通所介護	鹿児島県霧島市国分中央三丁目 19 番 20 号	
ラシュレメゾンうのき サービス付き高齢者向け住宅	鹿児島県霧島市国分中央三丁目 19 番 8 号	
小規模多機能ホームうのき (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	鹿児島県霧島市国分中央三丁目 19 番 8 号	
グループホームうのき (介護予防) 認知症対応型共同生活介護	鹿児島県霧島市国分中央三丁目 19 番 8 号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 7月20日 令和 2年度決算の決定

令和 3年 7月20日 令和 3年度予算の承認

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 春成会
 所在地 霧島市国分中央3丁目19-15

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 4年 5月 31日現在)

1. 資 産 額	750,449 千円
2. 負 債 額	712,284 千円
3. 純 資 産 額	38,165 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	213,449
B 固 定 資 産	537,000
C 資 産 合 計 (A+B)	750,449
D 負 債 合 計	712,284
E 純 資 産 (C-D)	38,165

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 春成会
 所在地 霧島市国分中央3-19-15

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 5月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	213,449	I 流動負債	212,229
現金及び預金	39,687	支払手形	0
事業未収金	153,476	買掛金	3,171
有価証券	0	短期借入金	129,296
たな卸資産	11,957	未払金	37,326
前渡金	102	未払費用	19,750
前払費用	1,016	未払法人税等	141
繰延税金資産		未払消費税等	3,477
その他の流動資産	7,211	繰延税金負債	0
II 固定資産	537,000	前受金	2,422
1 有形固定資産	472,251	預り金	7,853
建物	186,335	前受収益	0
構築物	6,418	仮受金	0
医療用器械備品	0	その他の流動負債	8,793
その他の器械備品	16,866	II 固定負債	500,055
車両及び船舶	2,698	医療機関債	0
土地	213,925	長期借入金	488,926
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	46,009	賞与引当金	0
2 無形固定資産	3,929	その他の固定負債	11,129
借地権	3,365	負債合計	712,284
ソフトウェア	0	純資産の部	
その他の無形固定資産	564	科 目	金 額
3 その他の資産	60,820	I 資本金	10,000
有価証券	0	II 資本剰余金	0
長期貸付金	18,874	III 利益剰余金	28,165
保有医療機関債	0	IV 評価・換算差額等	0
その他長期貸付金	0		
役職員等長期貸付金	0		
長期前払費用	0		
繰延税金資産	0		
その他の固定資産	41,946	純資産合計	38,165
資産合計	750,449	負債・純資産合計	750,449

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 春成会
所在地 霧島市国分中央3丁目19-15

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人 春成会
理事長 加倉 瑞子 殿

私は、医療法人 春成会の令和 3 年会計年度（令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 7 月 20 日
医療法人 春成会
監事 中崎 隆穂